

回 覧

あいされる家に



あいている家を

「家はあるけど、使われていない…」

地域のため、皆さまのために

空き家の有効活用のお手伝いをいたします

お気軽にご相談ください

- ☒ 空き家を相続したが、今後どうするか悩んでいる方
- ☒ 家を売りたい、貸したいが相手の探し方で悩んでいる方
- ☒ 空き家全般についてどこに相談してよいか悩んでいる方

大桑村木造住宅推進協議会の協力を得て専門家が同席します！
空き家の利活用を皆様と一緒に考えます

大桑村 空き家相談会日程

4/23（水）10:00~15:00 役場会議室

- 事前予約制のため、ご希望の方は下記担当者までご連絡下さい。
- ご相談1件につき45分程度となります。
- 先着5名様 申込み締め切り：4/18（金）

無料
相談

連絡先：大桑村指定 空き家アドバイザー 狛館（エンダテ）
TEL：080-6932-3915

連絡先：大桑村役場住民課生活環境係
TEL：0264-55-3080

『空き家に関する大桑村の補助金一覧』

■空き家対策、増改築に関して、大桑村では様々な補助金を用意しております。

所有物件の処分にお困りの方はぜひご参考にして下さいますよう、お願い申し上げます。

事業名	補助対象費用	補助対象物件	補助対象者	補助率	補助金限度額
空き家活用事業	空き家等の有効活用を目的とし、空き家等を売却又は賃貸するために要する費用で、次に該当するもの。ただし、総費用が5万円以上のものに限る。 (1)家財道具等の運搬及び処分 (2)屋内及び屋外の清掃	大桑村空き家情報バンク登録物件	所有者等	1/2	10万円
空き家改修事業	定住するために購入又は賃借した空き家等の改修工事費用で、次に該当するもの。ただし、総費用が50万円以上のものに限る。 (1)台所、浴室、便所、洗面所等の居住に供する部分の改修 (2)内装、屋根、外壁等の改修 (3)下水道接続工事	売買契約又は賃貸借契約締結済物件	定住者	1/2	200万円
空き家解体事業	環境の維持と周困への被害発生防止のために要する費用で、次に該当するもの。 (1)空き家等の解体撤去工事 (2)当該土地の整地及び清掃等	老朽空き家又は大桑村空き家情報バンクに登録後2年間成約に至っていない物件	所有者等	8/10	50万円

- 上記は概要であり、各補助金とも適応条件が決められております。村の補助金詳細については電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。
- 上記補助金については、大桑村役場の空き家情報バンクへの登録が前提となるものもあります。空き家購入者への情報提供にも大変役立つものですので、ぜひ登録をお願いいたします。ご希望の方には、ご連絡があり次第、登録申請用紙を別途送付いたします。